

Radiata Increase



FP2級 実技 資産設計提案業務 過去問解説 2021年9月

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2021年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】下記の(問1)、(問2)について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランナー(以下「FP」という)は、ファイナンシャル・プランニング業務を行ううえで関連業法等を順守することが重要である。FPの行為に関する次の(ア)~(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

(ア)投資助言・代理業の登録を受けていないFPが、特定の顧客に対し、特定企業の公表されている決算報告書を用いて、その特定企業の株式に関する具体的な投資時期等の判断や助言を行った。

(イ)税理士資格を有していないFPが、公民館主催の無料相談に訪れた相談者に対し、相続人の具体的な相続税額を計算した。

(ウ)社会保険労務士資格を有していないFPが、顧客から依頼され、有償で顧問先である事業所の社会保険に関する書類の申請を代行した。

(エ)生命保険募集人・保険仲立人の登録を受けていないFPが、一般的な変額個人年金保険の商品説明を行った。

【答え】

(ア) 不適切 ×

金融商品取引業者として登録を受けていないFPは、投資助言・代理業・投資運用業を**行ってはいけません**。

(イ) 不適切 ×

税理士業務は、税務代理・税務書類の作成や個別具体的な税務相談です。これらの業務を**有償・無償問わず禁じられています**。

(ウ) 不適切 ×

社労士資格のないFPは、社会保険に関する申請の**代行を行なってはいけません**。

(エ) 適切 ○

生命保険募集人・保険仲立人でないFPでも、生命保険商品の**一般的な商品の説明を行うことは可能**です。

問2

ファイナンシャル・プランニングのプロセスに従い、次の(ア)~(カ)を6つのステップの順番に 並べ替えたものとして、最も適切なものはどれか。

(ア)顧客が決定したプランに従い、目的に合った金融商品やサービスの提示や取引の支援、または専門家の紹介等を行う。

(イ)顧客の目標を達成するための解決策等を提示した提案書を作成して説明をする。

(ウ)面談などを通じて、現状における顧客および家族の情報、財政的な情報等を収集し、顧客の財政的な目標を明確にする。

(エ)家族構成など顧客を取り巻く環境や社会情勢の変化、および税制や法律の改正等の内容に応じ、定期的にプランの見直しを行う。

(オ)顧客のキャッシュフロー表などを作成し、顧客の将来における財政上の問題点等を明らかにし、解決方法を検討する。

(カ)顧客に対し、ファイナンシャル・プランニングで提供できるサービス内容や報酬体系、顧客とファイナンシャル・プランナーの互いの責任範囲などを説明する。

- 1.(ウ)→(カ)→(イ)→(ア)→(オ)→(エ)
- 2.(ウ)→(カ)→(オ)→(イ)→(ア)→(エ)
- 3.(カ)→(ウ)→(イ)→(ア)→(オ)→(エ)
- 4.(カ)→(ウ)→(オ)→(イ)→(ア)→(エ)

【答え】

『FP実務の6ステップ』

STEP1	顧客との関係確立とその明確化 1-1 FP実務とCFP認定者の専門的力量に関する情報と提供 1-2 顧客ニーズに対するCFP認定者の適合性の判断 1-3 業務契約の範囲の明確化
STEP2	顧客データの収集と目標の明確化 2-1 顧客のファイナンス上の目的、ニーズ及び優先事項の明確化 2-2 定量的な情報と資料の収集 2-3 定性的な情報の収集
STEP3	顧客のファイナンス状態の分析と評価 3-1 顧客情報の分析 3-2 顧客の目的、ニーズ及び優先事項の評価
STEP4	ファイナンシャル・プランの検討・作成と提示 4-1 ファイナンシャルプランニングの戦略の明確化と評価 4-2 プランの作成 4-3 プランの提示
STEP5	ファイナンシャル・プランの実行援助 5-1 プラン実行の責任範囲に関する合意 5-2 プラン実行のための商品及びサービスの明確化と提示
STEP6	ファイナンシャル・プランの定期的見直し 6-1 顧客状況の見直しの責任範囲及び条件に関する合意 6-2 顧客状況の見直しと再評価

(出典:FP協会)

したがって正解は、

4.(カ)→(ウ)→(オ)→(イ)→(ア)→(エ)

【第2問】下記の(問3)~(問6)について解答しなさい。

問3

経済指標について説明した下表の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

経済指標	内容
国内総生産 (GDP)	一定期間中に国内で生み出された財およびサービスなどの付加価値の合計。ここから物価の変動による影響を取り除いたものを（ ア ）GDPという。
（ イ ）	全国の世帯が購入する家計に係る財およびサービスの価格等を総合した物価の変動を示した指標。調査結果は各種経済施策や公的年金の給付水準の改定などに利用されている。

- 1.(ア)実質 (イ)消費動向調査
- 2.(ア)名目 (イ)消費動向調査
- 3.(ア)実質 (イ)消費者物価指数
- 4.(ア)名目 (イ)消費者物価指数

【答え】

(ア)

国内総生産(GDP)

一定期間に国内で新しく生産された財貨・サービスの付加価値の総計で、最も使われる経済指標です。国内総生産が大きくなるほど、その国の経済規模は大きいことになる。

・国内総生産には、物価変動を考慮しない名目値(名目GDP)と物価変動を考慮した実質値(実質GDP)があります。

名目GDPから物価の変動による影響を取り除いたものを**実質GDP**と言います。

(イ)

消費者物価指数

全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等の総合した物価の変動を時系列的に測定するものです。

したがって正解は、3.(ア)実質 (イ)消費者物価指数

※備考

消費動向調査とは、消費者の暮らし向きに関する考え方の変化や物価の見通しなどをとらえ、景気動向の把握や経済政策の企画・立案の基礎資料とすることを目的として、毎月実施しています。

問4

下記〈資料〉の債券を満期(償還)時まで保有した場合の最終利回り(単利・年率)を計算しなさい。なお、手数料や税金等については考慮しないものとし、計算結果については小数点以下第4位を切り捨てること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと(解答用紙に記載されているマス目に数値を記入すること)。

〈資料〉

表面利率：年0.10%

購入価格：額面100円につき100.60円

償還価格：額面100円につき100.00円

償還までの残存期間：8年

【答え】

最終利回りは、すでに発行されている債券を購入し、償還期限まで保有した場合の利回りのこと。

[最終利回りの計算式]

$$\frac{\text{表面利率} + \frac{\text{額面(100円)} - \text{購入価格}}{\text{残存年数}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

$$\{(100\text{円} - 100.6\text{円}) \div 8\text{年} + 0.10\} \div 100.6 \times 100 = 0.02485\cdots$$

→0.024%(小数点以下第4位を切り捨て)

したがって正解は、0.024(%)

問5

成田さんはGX投資信託を100万口購入し、その後は追加購入や換金をせずに全額を保有している。下記〈資料〉に基づき、成田さんが保有するGX投資信託のトータルリターンの金額を計算しなさい。なお、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

〈資料〉

[成田さんが保有するGX投資信託の状況]

投資信託の分類：追加型国内公募株式投資信託

申込価格：1口当たり1円

申込単位：1万口以上1口単位

購入時手数料（税込み）：2.20%

運用管理費用（信託報酬）（税込み）：純資産総額に対し年1.650%

購入時の基準価額（1万口当たり）：13,200円

トータルリターンの評価基準日における基準価額（1万口当たり）：14,050円

保有期間中の受取分配金額（1万口当たり、税引き後）：120円

〈トータルリターンの金額の算式〉

トータルリターンの金額=評価金額+累計受取分配金額(税引き後)+累計売付金額-累計買付金額

【答え】

トータルリターンとは、一定期間内の投資商品への投資から得られる総収益(売却益・分配金など)のこと입니다。

〈トータルリターンの金額の算式〉

トータルリターンの金額=評価金額+累計受取分配金額(税引き後)+累計売付金額-累計買付金額

- ・評価金額=14,050円/1万口×100万口=1,405,000円
- ・累計受取分配金額(税引き後)=120円/1万口×100万口=12,000円
- ・累計売却金額=0円
- ・累計買付金額(買付手数料なし)=13,200円/1万口×100万口=1,320,000円
累計買付金額(買付手数料)=13,200円/1万口×100万口×2.20%=29,040円
累計買付金額(買付手数料含む)=1,320,000円+29,040円=1,349,040円

●トータルリターン金額

トータルリターンの金額=評価金額+累計受取分配金額(税引き後)+累計売付金額-累計買付金額

トータルリターンの金額=1,405,000円+12,000円+0円-1,349,040円=67,960円

したがって正解は、67,960(円)

問6

下記〈資料〉に関する次の記述の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

〈資料〉

	GY株式会社	GZ株式会社
株価	4,650円	12,020円
1株当たり当期純利益	186円	432円
1株当たり自己資本	2,650円	4,420円
1株当たり年間配当金	50円	140円

- ・ GY株式会社とGZ株式会社の株価をPER(株価収益率)で比較した場合、(ア)株式会社の方が割安といえる。
- ・ GY株式会社とGZ株式会社の効率性をROE(自己資本利益率)で比較した場合、(イ)株式会社の方が効率的に利益を上げているといえる。

- 1.(ア)GY (イ)GY
- 2.(ア)GY (イ)GZ
- 3.(ア)GZ (イ)GY
- 4.(ア)GZ (イ)GZ

【答え】

●株式収益率(PER)

$PER = \text{株価} \div 1\text{株当たり当期純利益}(EPS)$

$EPS(1\text{株当たり当期純利益}) = \text{当期純利益} \div \text{発行済株式数}$

株価が1株当たり純利益の何倍になっているかを表した指標

- ・PERが高いほど割高
- ・PERが低いほど割安

・GY社のPER= $4,650 \div 186\text{円} = 25\text{倍}$

・GZ社のPER= $12,020 \div 432\text{円} = 27.824\cdots \rightarrow 27.82\text{倍}$

よって、GY社の方が割安です。

●自己資本利益率(ROE)

$ROE(\%) = \text{当期純利益} \div \text{自己資本} \times 100$

ROEが高い＝効率よく利益を上げている

・GY社のROE= $186\text{円} \div 2,650\text{円} \times 100 = 7.018\cdots \rightarrow 7.02\%$

・GZ社のROE= $432\text{円} \div 4,420\text{円} \times 100 = 9.773\cdots \rightarrow 9.77\%$

よって、GZ社の方が効率的に利益を上げているといえます。

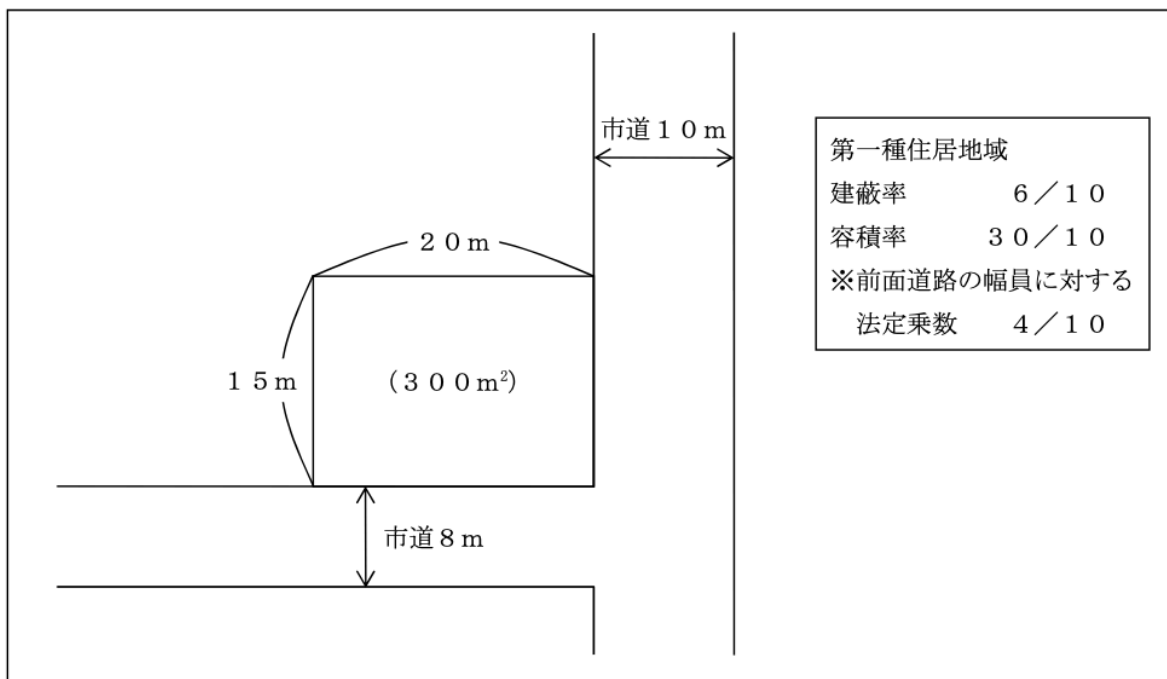
したがって、正解は、2.(ア)GY (イ)GZ

【第3問】下記の(問7)~(問10)について解答しなさい。

問7

建築基準法に従い、下記〈資料〉の土地に建築物を建てる場合の延べ面積(床面積の合計)の最高限度を計算しなさい。なお、記載のない条件は一切考慮しないこととする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

〈資料〉



【答え】

容積率の上限となる延べ面積

$$\text{延べ面積の上限} = \text{敷地面積} \times \text{容積率}$$

・容積率の制限

容積率は、前面道路の幅員によって制限を受けます。

前面道路が 2 つ以上ある場合は、最も幅の広いものが道路の前面道路となります。

・容積率は、前面道路の幅が 12m 未満の場合、用途地域によって制限があります。計算式結果と指定容積率を比べて、小さいほうが容積率の上限です。（前面道路が 12m 以上は指定容積率を使用）

住居系用途地域の場合……前面道路幅 $\times 4/10$

その他の用途地域の場合…前面道路幅 $\times 6/10$

・前面道路の幅 $\times$ 法定乗数

$$10\text{m} \times 4/10 \times 100 = 400\%$$

計算上容積率 $400\% < \text{指定容積率 } 300\%$

※小さい方の 300%を使用

$$\text{延べ面積} = 300 \text{ m}^2 \times 300\% = 900 \text{ m}^2$$

したがって正解は、900(m²)

問8

下記〈資料〉は、大下さんが購入を検討している物件の登記事項証明書の一部である。この登記事項証明書に関する次の(ア)～(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、〈資料〉に記載のない事項は一切考慮しないこととする。

〈資料〉

権 利 部 (A) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成9年5月8日 第×6224号	原因 平成9年5月8日売買 所有者 ××市○×二丁目3番4号 有馬純一

権 利 部 (×××) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成9年5月8日 第×6225号	原因 平成9年5月8日金銭消費貸借同日設定 債権額 金3,000万円 利息 年2.625% (12分の1月利計算) 損害金 年14.5% (年365日日割計算) 債務者 ××市○×二丁目3番4号 有馬純一 抵当権者 △△区○△二丁目1番1号 株式会社RM銀行
2	1番抵当権抹消	令和2年6月25日 第×9378号	原因 令和2年6月25日弁済

※下線のあるものは抹消事項であることを示す。

(ア)所有権保存など所有権に関する事項が記載されている欄(A)は、権利部の甲区である。

(イ)上記〈資料〉を確認する限り、本物件には現在、抵当権は設定されていないことが分かる。

(ウ)平成9年5月8日にRM銀行の抵当権設定登記が行われ、RM銀行の抵当権設定当初の債権額は 3,000万円であることが分かる。

(エ)本物件の登記事項証明書は、現在の所有者である有馬純一さんでなければ、交付の請求をすることができない。

【答え】

[登記事項証明書の内容]

表題部 表示(物理的状況)に関する事項
・土地に関する登記記録 →所在地、地番、土地の面積、所有者などを記載 ・建物に関する登記記録 →家屋番号、床面積、構造、所有者などを記載

権利部 権利に関する事項
甲区:所有権に関する事項 →所有権の保存・移転・仮登記・差押えなどを記載
乙区:所有権以外の権利に関する事項 →抵当権・借地権・賃借権などを記載

(ア) 適切 ○

所有権に関する事項は、権利部甲区に記載されます。

(イ) 適切 ○

資料の権利部乙区の順位番号 2 に記載されているとおり、令和 2 年 6 月 25 日に抹消されています。

(ウ) 適切 ○

資料の権利部乙区の順位番号 1 に記載されているとおり、平成 9 年 5 月 8 日に RM 銀行の抵当権設定登記が行われており、設定当初の債権額は 3,000 万円となります。

(エ) 不適切 ×

不動産登記記録は、法務局(登記所)で登記事項証明書の交付申請をすれば、誰でも記載事項は確認できます。

問9

公的な土地評価に関する下表の空欄(ア)~(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

価格の種類	公示価格	基準地標準価格	相続税路線価	固定資産税評価額
所管	国土交通省	都道府県	国税庁	市町村（東京23区は東京都）
評価時点	毎年1月1日	毎年7月1日	毎年（ア）	原則として基準年度の前年の1月1日。（イ）に1度評価替え
評価割合	—	—	公示価格の**%程度	公示価格の（ウ）程度

※問題作成の都合上、一部を「**」としている。

- 1.(ア)1月1日 (イ)2年 (ウ)80%
- 2.(ア)1月1日 (イ)3年 (ウ)70%
- 3.(ア)4月1日 (イ)2年 (ウ)70%
- 4.(ア)4月1日 (イ)3年 (ウ)80%

【答え】

	公示価格	基準値標準 価格	相続税評価額	固定資産税 評価額
発表機関	国土交通省	都道府県	国税庁	市町村
基準日	毎年 1月1日	毎年 7月1日	毎年 (ア)1月1日	毎年 1月1日 (イ)3年毎見 直し
発表時期	3月下旬	9月下旬	7月下旬	3月下旬
評価水準	－	公示 100%	公示 80%	公示(ウ)70%

したがって正解は、2.(ア)1月1日 (イ)3年 (ウ)70%

問10

西里さんは、保有しているマンションを賃貸している。2021年分の賃貸マンションに係る収入および支出等が下記〈資料〉のとおりである場合、2021年分の所得税に係る不動産所得の金額を計算しなさい。なお、〈資料〉以外の収入および支出等はないものとし、青色申告特別控除は考慮しないこととする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

〈資料:2021年分の賃貸マンションに係る収入および支出等〉

- ・ 賃料収入（総収入金額）：156万円
- ・ 支出
 - 銀行へのローン返済金額：100万円（元金60万円、利息40万円）
 - 管理費等：15万円
 - 管理業務委託費：85,000円
 - 火災保険料：1万円
 - 固定資産税：13万円
 - 修繕費：6万円
- ・ 減価償却費：33万円

※支出等のうち必要経費となるものは、すべて2021年分の所得に係る必要経費に該当するものとする。

【答え】

●不動産所得=不動産収入-必要経費

●必要経費は、減価償却費や固定資産税も含みます。
ただし、借入金の元本返済額は必要経費に含まれません。

[不動産収入]

賃料収入(総収入金額)=156万円

[必要経費額]

銀行へのローン返済額(利息)=40万円

※元金60万円は必要経費に含まれません。

管理費等=15万円

管理業務委託費=8.5万円

火災保険=1万円

固定資産税=13万円

修繕費=6万円

減価償却=33万円

合計=116.5万円

不動産所得=156万円-116.5万円=39.5万円

したがって正解は、395,000(円)

【第4問】下記の(問11)～(問14)について解答しなさい。

問11

佐野大輔さん(50歳)が保険契約者(保険料負担者)および被保険者として加入している生命保険(下記〈資料〉参照)の保障内容に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続し、かつ特約は自動更新しているものとし、大輔さんはこれまでに〈資料〉の保険から、保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

〈資料/保険証券1〉

無配当定期保険特約付終身保険

保険証券記号番号 ××－××××××

保険契約者	佐野 大輔 様 1971年9月6日生 男性	保険契約者印 	◇契約日 2001年11月1日
被保険者	佐野 大輔 様 1971年9月6日生 男性		◇主契約の保険期間 終身
受取人	死亡保険金 佐野 加奈子 様(妻)	受取割合 10割	◇主契約の保険料払込期間 30年間 ◇特約の保険期間 10年 (80歳まで自動更新)

◇ご契約内容

終身保険金額(主契約保険金額)	300万円
定期保険特約保険金額	2,000万円
三大疾病保障定期保険特約保険金額	1,000万円
傷害特約保険金額	500万円
災害入院特約	入院5日目から 日額 5,000円
疾病入院特約	入院5日目から 日額 5,000円
※約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。	

◇お払い込みいただく合計保険料

毎回 △△,△△△円
[保険料払込方法] 月払い

※入院給付金の1入院当たりの限度日数は120日、通算限度日数は1,095日です。

〈資料/保険証券2〉

保険種類 終身医療保険

保険証券記号番号 ○○－○○○○○

保険契約者	佐野 大輔 様 1971年9月6日生 男性	保険契約者印 	◇契約日 2015年8月1日
被保険者	佐野 大輔 様 1971年9月6日生 男性		◇保険期間 終身
受取人	給付金 佐野 大輔 様 死亡保険金 佐野 加奈子 様（妻）	受取割合 10割	◇保険料払込期間 終身

◇ご契約内容

疾病入院給付金	1日目から日額	5,000円
災害入院給付金	1日目から日額	5,000円
手術給付金	1回につき	10万円
※約款所定の手術を受けた場合、手術給付金を支払います。		
通院給付金	1日につき	3,000円
※退院後の通院に限り、通院給付金を支払います。		
死亡保険金		20万円

◇お払い込みいただく合計保険料

毎月 ×,×××円
[保険料払込方法] 月払い

※入院給付金の1入院当たりの限度日数は60日、通算限度日数は1,095日です。

- ・ 大輔さんが現時点で、肺炎で20日間入院し（手術は受けていない）、退院日の翌日から約款所定の期間内に10日間通院した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ア）万円である。
- ・ 大輔さんが現時点で、初めてがん（悪性新生物）と診断され、治療のため42日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（イ）万円である。
- ・ 大輔さんが現時点で、交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ウ）万円である。

※約款所定の手術は無配当定期保険特約付終身保険および終身医療保険ともに該当するものである。

【答え】

(ア)

〈資料/保険証券1〉

・疾病入院特約 $5,000 \text{ 円} \times (20 \text{ 日} - 4 \text{ 日}) = 8 \text{ 万円}$

※入院 5 日目から日額 5,000 円とありますので、入院 4 日目までは支払い対象外となります。

〈資料/保険証券2〉

・疾病入院給付金 $5,000 \text{ 円} \times 20 \text{ 日} = 10 \text{ 万円}$

・通院給付金 $3,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 日} = 3 \text{ 万円}$

合計=21 万円

(イ)

〈資料/保険証券1〉

・特定疾病保険金 1,000 万円

・疾病入院特約 $5,000 \text{ 円} \times (42 \text{ 日} - 4 \text{ 日}) = 19 \text{ 万円}$

※入院 5 日目から日額 5,000 円とありますので、入院 4 日目までは支払い対象外となります。

・手術給付金 $5,000 \text{ 円} \times 40 \text{ 倍} = 20 \text{ 万円}$

〈資料/保険証券2〉

・疾病入金給付金 $5,000 \text{ 円} \times 42 \text{ 日} = 21 \text{ 万円}$

・手術給付金 10 万円

合計=1,070 万円

(ウ)

〈資料/保険証券1〉

- ・終身保険金額 300万円
- ・定期保険特約保険金額 2,000万円
- ・三大疾病保障定期保険特約保険金額 1,000万円
- ・傷害特約保険金額 500万円

〈資料/保険証券2〉

- ・死亡保険金 20万円

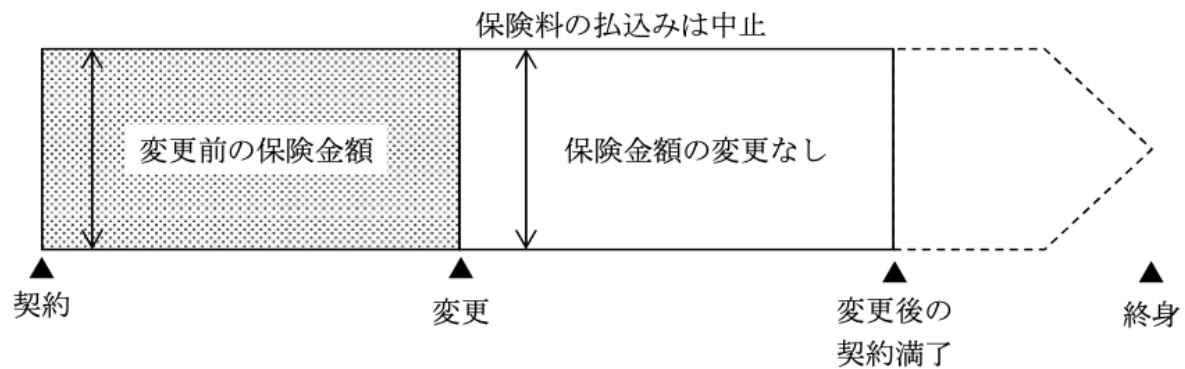
合計=3,820万円

したがって正解は、(ア)21 万円 (イ) 1,070 万円 (ウ)3,820 万円

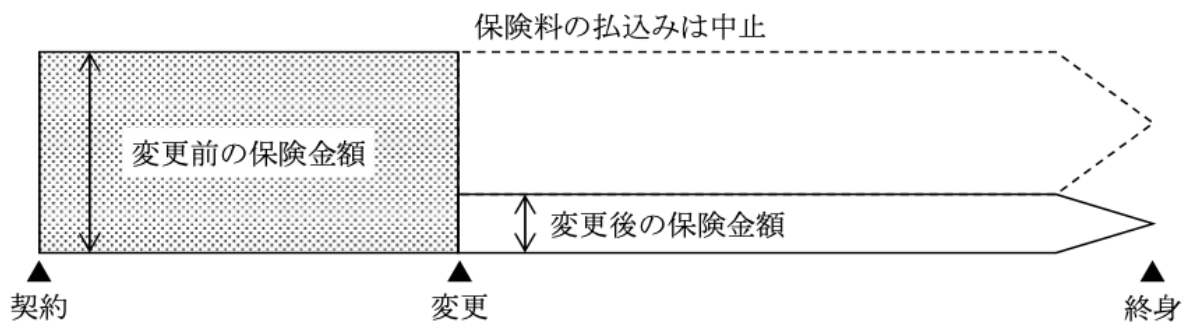
問12

下記(ア)~(ウ)は、終身保険について、従来の保険料を払い続けることが困難になった場合に、解約をせずに保険契約を継続する方法の仕組みを図で表したものである。(ア)~(ウ)の仕組み図と 契約継続方法の組み合わせとして、正しいものはどれか。

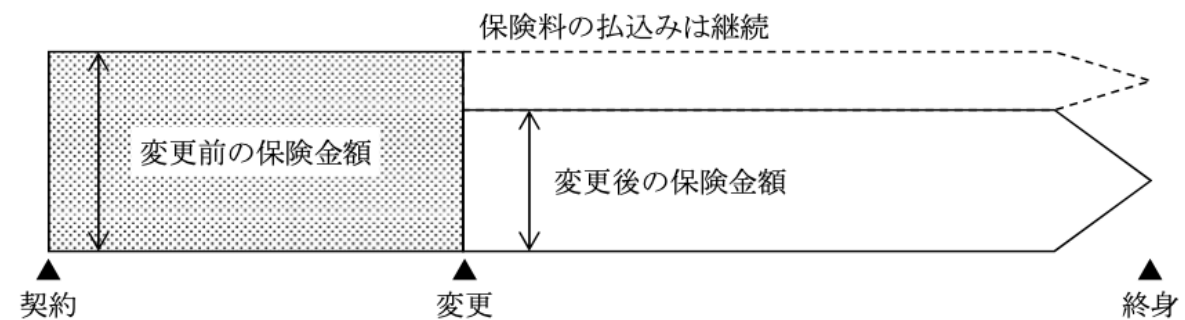
(ア)



(イ)



(ウ)



- 1.(ア)延長(定期)保険 (イ)払済保険 (ウ)自動振替貸付
- 2.(ア)払済保険 (イ)延長(定期)保険 (ウ)自動振替貸付
- 3.(ア)払済保険 (イ)延長(定期)保険 (ウ)減額
- 4.(ア)延長(定期)保険 (イ)払済保険 (ウ)減額

【答え】

(ア)

延長保険

保障期間は短くなりますが、支払われる保障金額は元の契約と変わりません。

(イ)

払済保険

現在契約している保険の保障期間を変えずに、保障金額を少なくする同種類の保険に変更することで満期まで保障を受けられます。ただし特約部分は消滅します。

[払済保険、延長保険の元の契約との違い]

	払済保険	延長保険
保障金額	少なくなる	変わらない
保障期間	変わらない	短くなる

(ウ)

保険金額の減額とは、契約中の保険を一部解約して、保険金額を減らすことをいいます。

したがって正解は、4.(ア)延長(定期)保険 (イ)払済保険 (ウ)減額

問13

FPの増田さんが行ったリビングニーズ特約の一般的な説明に関する以下の記述について、空欄(ア)～(エ)に入る語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・リビングニーズ特約は、(ア)被保険者の余命が(イ)以内と医師により診断されたときに、死亡保険金の一部または全部を保険金として受け取ることができる特約です。

- ・請求できる金額は、保険金額の範囲内で1被保険者当たり(ウ)が限度となります。

- ・リビングニーズ特約の請求により被保険者が受け取った保険金は(エ)となります。

1.(ア)原因にかかわらず (イ)3ヵ月 (ウ)1,000万円 (エ)所得税の課税対象

2.(ア)原因にかかわらず (イ)6ヵ月 (ウ)3,000万円 (エ)非課税

3.(ア)疾病により (イ)3ヵ月 (ウ)1,000万円 (エ)非課税

4.(ア)疾病により (イ)6ヵ月 (ウ)3,000万円 (エ)所得税の課税対象

【答え】

リビング・ニーズ特約は、

(ア)原因にかかわらず、被保険者の余命が

(イ)6ヶ月以内と診断された場合に、保険金を受け取ることができます。

(ウ)リビングニーズ特約では、上限 3,000 万円の請求が可能です。

(エ) リビング・ニーズ特約で、受け取った保険料は非課税となります。

したがって正解は、2.(ア)原因にかかわらず (イ)6ヵ月 (ウ)3,000万円 (エ)非課税

問14

岡さん(58歳)は、自身を記名被保険者として契約している自動車保険の契約更新案内(下記<資料>参照)のプランおよび補償内容について、FPの大地さんにアドバイスを求めた。大地さんが述べた次の(ア)~(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、<資料>に記載のない特約については考慮しないものとする。

<資料:自動車保険 契約更新のご案内>

	更新プランA	更新プランB	更新プランC
保険料(月払い)	××, ×××円	××, ×××円	××, ×××円
運転者年齢条件	35歳以上補償	35歳以上補償	年齢条件なし
運転者限定の有無	本人・夫婦限定	家族限定	限定なし
対人賠償保険 (1名につき)	無制限	無制限	無制限
対物賠償保険	無制限	無制限	無制限
搭乗者傷害保険 (1名につき)	付帯なし	付帯なし	3,000万円
人身傷害保険 (1名につき)	付帯なし	3,000万円	5,000万円
車両保険	エコノミー型 (車対車+A) 保険金額:180万円 免責金額 1回目の事故 0円 2回目の事故 10万円	エコノミー型 (車対車+A) 保険金額:180万円 免責金額 1回目の事故 0円 2回目の事故 10万円	一般型 保険金額:180万円 免責金額 1回目の事故 0円 2回目の事故 10万円
その他特約	なし	なし	個人賠償責任特約 1億円

(ア)「更新プランAでは、岡さんが被保険自動車を運転中に単独事故を起こしたことによる被保険自動車の損害は補償の対象となります。」

(イ)「岡さんが被保険自動車を運転中の事故でケガを負った場合、岡さんの過失割合にかかわらず、治療費用が補償の対象となるのは更新プランBと更新プランCです。」

(ウ)「運転免許証を取得した岡さんの長女(同居で19歳)が被保険自動車を運転して対物事故を起こした場合、更新プランA、更新プランB、更新プランCのいずれであっても補償の対象になります。」

(エ)「更新プランCでは、岡さんが自転車で買い物へ行く途中に、他人と接触し、ケガをさせてしまい法律上の損害賠償責任を負担した場合についても補償の対象となります。」

【答え】

(ア) 不適切 ×

車両保険は、修理費等を補償する保険です。

- ・一般型→補償範囲が広い
- ・エコノミー(車対車+A など) →補償範囲が狭い

エコノミー(車対車+A など)は、単独事故(電柱・建物などと衝突や接触した場合)は対象外となります。

(イ) 適切 ○

人身傷害保険は、運転者や同乗者がケガをした場合の治療費や休業損害などを補償する保険です。

本問では人身傷害保険(1 人につき 3,000 万円)が付帯されているため、過失割合に関わらず、治療費用が補償対象です。

(ウ) 不適切 ×

自動車保険は、自動車に関連した損害を補償する保険です。

本問の場合、更新プラン A と B は、運転者年齢条件が 35 歳以上補償が適用されています。たとえ同居であったとしても、19 歳の長女は補償の対象外です。

(エ) 適切 ○

個人賠償責任特約は、日常生活において、被保険者とその家族が他人にケガをさせてしまった場合や、他人のものを破損させてしまった場合に、損害賠償責任を負ったときの補償が受けられる特約です。

本問の場合、自転車で他人にケガをさせてしまった場合は、補償対象です。

【第5問】下記の(問15)～(問18)について解答しなさい。

問15

桑原さん(67歳)の2021年分の収入および経費は以下のとおりである。桑原さんの2021年分の所得税における総所得金額を計算しなさい。なお、青色申告特別控除額は10万円であるものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

＜収入および経費＞

内容	金額
老齢基礎年金	7 2 万円
遺族厚生年金	1 1 5 万円
駐車場収入	8 4 万円
駐車場に係る経費	1 1 万円

※桑原さんは、駐車場経営を始めた2015年から青色申告者となっており、帳簿書類の備え付け等の要件は満たしている。なお、この駐車場経営については、その収入は不動産所得に該当するが、事業 的規模に該当しない。

＜公的年金等控除額の速算表＞

納税者区分	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円 以下
65歳以上の者	330万円 以下	110万円
	330万円 超 410万円 以下	(A) × 25% + 27.5万円
	410万円 超 770万円 以下	(A) × 15% + 68.5万円
	770万円 超 1,000万円 以下	(A) × 5% + 145.5万円
	1,000万円 超	195.5万円

【答え】

総所得金額の計算では、総合課税の所得を合算し、損益通算して算出します。

・遺族厚生年金は、非課税のため総所得金額には含みません。

・公的年金の雑所得=収入金額-公的年金等控除額
=老齢基礎年金72万円-控除額110万円
=▲38万円（0円として計算する）

・不動産所得=不動産収入-必要経費
=84万円-11万円=73万円

※不動産所得に対する青色申告特別控除は、事業規模である場合65万円の控除が受けられますが、事業規模ではない場合は10万円となります。
本問では青色申告特別控除が10万円とありますので、不動産所得から青色申告特別控除10万円を差し引きます。

73万円-10万円=63万円

総所得金額=公的年金の雑所得+不動産所得
=0円+63万円=63万円

したがって正解は、63(万円)

問16

飲食店を営む個人事業主の明石さんは、2021年4月に器具・備品を購入し、事業の用に供している。明石さんの2021年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償費の金額として、正しいものはどれか。なお、器具・備品の取得価額は60万円、2021年中の事業供用月数は9ヵ月、耐用年数は5年とする。また、明石さんは個人事業を開業して以来、器具・備品についての減価償却方法を選択したことはない。

〈耐用年数表(抜粋)〉

法定耐用年数	定額法の償却率	定率法の償却率
5年	0.200	0.400

1. 90,000円
2. 120,000円
3. 180,000円
4. 240,000円

【答え】

所得税において、減価償却方法を選択しない場合は、**定額法**となります。

『計算式』

減価償却費=取得価額×定額法の償却率×事業で使用了月/12ヶ月

[本問の場合]

- ・取得価額 60万円
- ・定額法の償却率 0.2
- ・1年のうち9ヶ月間使用

減価償却費=60万円×0.2×9/12×100=90,000円

したがって正解は1 90,000円

問17

会社員の浅見さんは、2021年4月末に、勤務先を退職した。浅見さんの退職に係るデータが下記〈資料〉のとおりである場合、浅見さんの退職一時金に係る退職所得の金額として、正しいものはどれか。

〈資料:浅見さんの退職に係るデータ〉

- ・ 勤続期間:36年9ヵ月
 - ・ 支給された退職一時金の額:2,500万円(所得税等を控除する前の金額) ・
- 浅見さんは、勤務した会社で役員であったことはない。
- ・ 退職は障害者になったことに基因するものではない。
 - ・ 「退職所得の受給に関する申告書」は適切に提出されている。

1. 255万円
2. 290万円
3. 510万円
4. 1,020万円

【答え】

退職所得＝(収入金額－退職所得控除額)×1/2

[退職所得控除額の計算式]

勤続年数 20 年以下:40 万円×勤続年数(80 万円以下は 80 万円)

勤続年数 20 年超:800 万円+70 万円×(勤続年数-20 年)

※勤続年数 1 年未満の端数は 1 年に切り上げます。

浅見さんの勤続年数は 36 年 9 カ月→37 年で計算します。

・退職所得控除

800 万円+70 万円×(37 年-20 年)=1990 万円

・退職所得

2,500万円-1990万円×1/2=255万円

したがって正解は、1. 255万円

問18

会社員の安藤さんは、妻、長男、長女の四人暮らしである。安藤さんが2021年中に新築住宅を購入し、同年中に居住を開始した場合の住宅借入金等特別控除(以下「住宅ローン控除」という)に関する次の(ア)~(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、安藤さんは、年末調整および住宅ローン控除の適用を受けるための要件をすべて満たしているものとする。

(ア)2021年分の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれない額があった場合、翌年度の個人住民税から控除することができる。

(イ)安藤さんが転勤により単身赴任(国内)する場合は、いかなるときでも、住宅ローン控除の適用を受けることができない。

(ウ)安藤さんが所得税の住宅ローン控除の適用を受ける場合、2021年分は確定申告をする必要があるが、2022年分以降は勤務先における年末調整により適用を受けることができる。

(エ)住宅ローン控除を受け始めてから7年目に繰上げ返済を行った結果、すでに返済が完了した期間と繰上げ返済後の返済期間の合計が10年未満となった場合、繰上げ返済後は住宅ローン控除の適用を受けることができない。

【答え】

(ア) 適切 ○

住宅ローン控除額のうち、所得税から控除しきれない部分について、翌年度の住民税より控除することが可能です。

(イ) 不適切 ×

単身赴任等で住宅ローン対象物件に住まなくなってしまった場合でも、配偶者や家族がそのまま居住し続ければ、居住者が住み続けているものと扱われ、継続して住宅ローン控除を受けられます。

本問では、「いかなるときでも」とありますが、配偶者や家族がそのまま居住し続ける必要があるので、不適切となります。

(ウ) 適切 ○

住宅ローン控除の適用を受ける場合、初年度は自分で確定申告をする必要がありますが、年末調整を受けている会社員であれば 2 年目以降は会社に必要書類を提出すれば年末調整で住宅ローン控除の手続きをすることができます。

(エ) 適切 ○

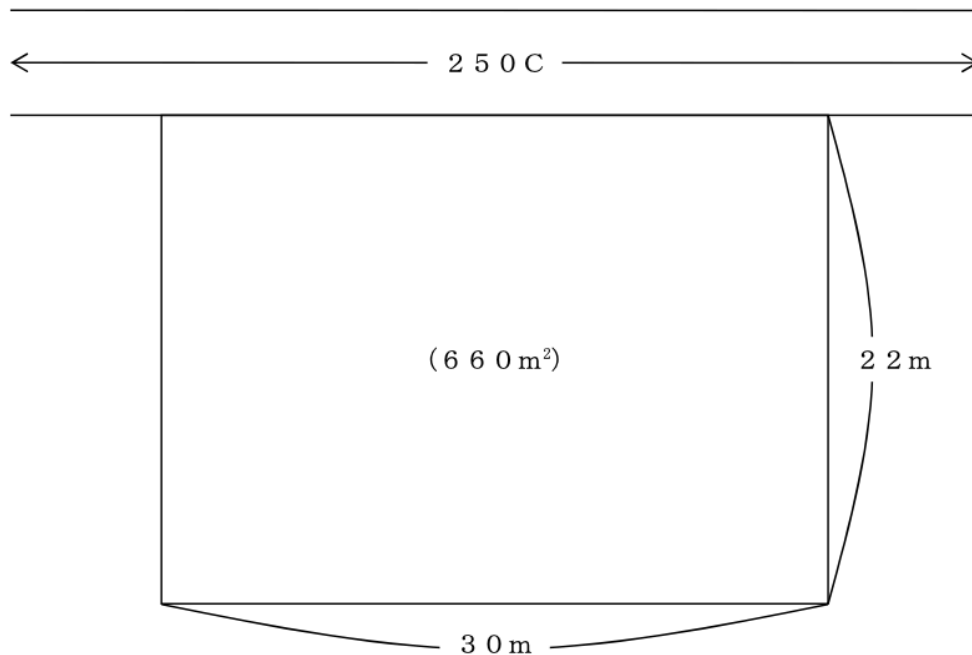
住宅ローン控除の適用要件に償還期間が10年以上です。住宅ローンの繰上げ返済によって返済期間が10年未満になると、その年以後は住宅ローン控除を受けることができません。

【第6問】下記の(問19)~(問22)について解答しなさい。

問19

下記〈資料〉の土地に係る路線価方式による普通借地権の相続税評価額の計算式として、正しいものはどれか。

〈資料〉



注1:奥行価格補正率 20m以上24m未満 1.00

注2:借地権割合 70%

注3:借家権割合 30%

注4:その他の記載のない条件は、一切考慮しないこと。

1. $250 \text{ 千円} \times 1.00 \times 660 \text{ m}^2$
2. $250 \text{ 千円} \times 1.00 \times 660 \text{ m}^2 \times 70\%$
3. $250 \text{ 千円} \times 1.00 \times 660 \text{ m}^2 \times (1-70\%)$
4. $250 \text{ 千円} \times 1.00 \times 660 \text{ m}^2 \times (1-70\% \times 30\% \times 100\%)$

【答え】

●路線価方式の宅地の自用地評価額=路線価×奥行価格補正率×敷地面積

●路線価の単位

路線価は千円単位で表され、アルファベットに借地権割合が割り当てられています。

アルファベット	A	B	C	D	E	F	G
借地権割合	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%

[250C]=250千円 借地権割合70%

・資料より宅地の自用地評価額

$$250\text{千円} \times 1.00 \times 660\text{m}^2$$

・借地権の評価

借地権評価額＝自用地評価額(路線価×奥行価格補正率×敷地面積)×借地権割合

$$250\text{千円} \times 1.00 \times 660\text{m}^2 \times 70\%$$

したがって正解は、2. $250\text{千円} \times 1.00 \times 660\text{m}^2 \times 70\%$

問20

下記の相続事例(2021年7月10日相続開始)における相続税の課税価格の合計額を計算しなさい。なお、記載のない条件については一切考慮しないこととする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

〈課税価格の合計額を算出するための財産等の相続税評価額〉

土地:6,000万円(「小規模宅地等の評価減の特例」適用後:1,200万円)

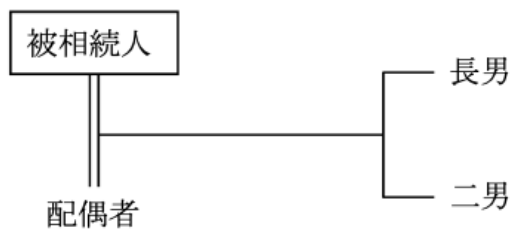
建物:800万円

現預金:2,000万円

死亡保険金:3,000万円(生命保険金等の非課税限度額控除前)

債務および葬式費用:300万円

〈親族関係図〉



※「小規模宅地等の評価減の特例」の適用対象となる要件はすべて満たしており、その適用を受けるものとする。

※死亡保険金はすべて被相続人の配偶者が受け取っている。

※すべての相続人は、相続により財産を取得している。

※相続開始前3年以内に被相続人からの贈与により財産を取得した相続人はおらず、相続時精算課税制度を選択した相続人もいない。また、相続を放棄した者もいない。

※債務および葬式費用はすべて被相続人の配偶者が負担している。

【答え】

●死亡保険金の非課税限度額

相続人が死亡保険金を受け取った時は、限度額までが非課税となります。

[計算式]

非課税限度額=500万円×法定相続人の数

・法定相続人

配偶者は、常に法定相続人となり、親族は、子・直系尊属・兄弟姉妹の順に、先の順位者がいない場合に、法定相続人となります。

[血族相続人]

順位	範囲	備考
第1順位	子	養子・嫡出子・非嫡出子・相続開始時の胎児を含む
第2順位	直系尊属 父母・祖父母の順	第1順位の子がいない場合、父母へ、 父母がいない場合は 祖父母へと引き継ぐ
第3順位	兄弟姉妹	第1順位、第2順位がいない場合

本問では、配偶者、長男、次男の3人です。

・非課税限度額=500万円×3人=1,500万円

・相続税の課税価格に算入する金額=死亡保険金3,000万円-1,500万円
=1,500万円

●相続税の課税価格

相続税の課税価格=相続による取得財産+みなし相続財産-債務控除額
1,200万円+800万円+2,000万円+1,500万円-300万円=5,200万円

したがって正解は、5,200(万円)

問21

近藤栄子さん(59歳)は、2021年9月に夫から居住用不動産(財産評価額2,450万円)の贈与を受けた。栄子さんが贈与税の配偶者控除の適用を受けた場合の2021年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、2021年においては、このほかに栄子さんが受けた贈与はないものとする。また、納付すべき贈与税額が最も少なくなるように計算すること。

〈贈与税の速算表〉

(イ)20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合(特例贈与財産、特例税率)

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	400万円 以下	15%	10万円
400万円 超	600万円 以下	20%	30万円
600万円 超	1,000万円 以下	30%	90万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	40%	190万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	45%	265万円
3,000万円 超	4,500万円 以下	50%	415万円
4,500万円 超		55%	640万円

(ロ)上記(イ)以外の場合(一般贈与財産、一般税率)

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	300万円 以下	15%	10万円
300万円 超	400万円 以下	20%	25万円
400万円 超	600万円 以下	30%	65万円
600万円 超	1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	45%	175万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	50%	250万円
3,000万円 超		55%	400万円

1. 41万円
2. 43万円
3. 70万円
4. 920万円

【答え】

贈与税の配偶者控除とは、一定の適用要件のもとで、配偶者が居住用不動産やその購入資金を贈与された場合に贈与税の課税価格から控除できる規定です。

控除額は2,000万円です。ただし、贈与税の基礎控除110万円とは別で加算できますので、合計2,110万円までは非課税となります。

[贈与税額計算式]

＝課税価格－{110万円(基礎控除)＋2,000万円(上限控除額)}
×贈与税率 となります。

本問の場合

居住用不動産2,450万円－非課税額2,110円＝340万円

・配偶者からの贈与は、一般贈与財産として扱われます。
よって、速算表(ロ)を用いて、計算します。

贈与税額＝340万円×20%－25万円＝43万円

したがって正解は、2. 43万円

問22

青山さんは、自宅の取得に当たり、FPで税理士でもある谷口さんに「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」について質問をした。下記の空欄(ア)~(エ)に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

- ・青山さん:「2021年11月にマンションを購入する契約をしたいので、『直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税』制度を利用して資金援助を受けたいと考えています。」
- ・谷口さん:「非課税の適用を受けるためには、いくつかの要件があります。例えば、取得したマンションの専有部分の床面積が、40㎡(所得要件あり)以上(ア)以下であることなどです。」
- ・青山さん:「床面積の要件は満たしているので大丈夫そうですね。あと、資金援助について祖父からの贈与を検討していますが、両親以外の者からの贈与であってもこの制度を適用することはできますか。」
- ・谷口さん:「祖父からの資金援助については、この特例制度の適用を(イ)。」
- ・青山さん:「この特例制度の適用を受けたい場合、他に気を付けることはありますか。」
- ・谷口さん:「例えば、贈与税の確定申告の期間は、原則として、贈与を受けた年の翌年(ウ)から3月15日までとなります。」
- ・青山さん:「納税額が0円の場合でも、贈与税の確定申告が必要でか。」
- ・谷口さん:「(エ)。」

<語群>

- | | | |
|-------------------|-------------------|---------|
| 1. 240㎡ | 2. 280㎡ | 3. 330㎡ |
| 4. 受けることができます | 5. 受けることはできません | |
| 6. 2月1日 | 7. 2月16日 | |
| 8. その場合でも、申告が必要です | 9. その場合には、申告は不要です | |

【答え】

●直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の要件として、取得した家屋・またはその家屋の登記簿上の床面積が50㎡以上240㎡以下で、その床面積の2分の1以上に相当する部分を居住用とすること。

ただし、合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積40㎡以上240㎡以下の家屋も適用となります。

●直系尊属からの住宅取得資金の贈与の非課税を受けるには、贈与年の翌年2月1日～3月15日までに贈与税の申告書を、納税地の所管税務署長に提出する必要があります。

たとえ、納付税額がゼロだったとしても、申告が必要です。

したがって正解は、

(ア)1.240㎡

(イ)4.受けることができます

(ウ)6.2月1日

(エ)8.その場合でも、申告が必要です

【第7問】下記の(問23)~(問25)について解答しなさい。

＜鶴見家の家族データ＞

氏名	続柄	生年月日	備考
鶴見 学	本人	1975年 8月12日	会社員
優子	妻	1978年10月 9日	パートタイマー
翔太	長男	2003年 6月14日	高校生
真優	長女	2004年 5月 6日	高校生

＜鶴見家のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数			基準年	1年	2年	3年	4年
西暦(年)			2020	2021	2022	2023	2024
家族構成／ 年齢	鶴見 学	本人	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
	優子	妻	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳
	翔太	長男	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳
	真優	長女	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳
ライフイベント			真優 高校入学		翔太 大学入学	真優 大学入学	
変動率							
収入	給与収入(夫)	1%	586				(ア)
	給与収入(妻)	0%	94	94	94	94	94
	収入合計	—	680	686			
支出	基本生活費	1%	258				
	住居費	0%	154	154	154	154	154
	教育費	—	100	170	360	400	300
	保険料	—	50	50	40	40	40
	一時的支出	—			70		
	その他支出	1%	36	36	37	37	37
	支出合計	—	598	671			
年間収支			82		▲232	▲199	▲95
金融資産残高			862	(イ)			

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとし、2020年を基準年とする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部を空欄としている。

問23

鶴見家のキャッシュフロー表の空欄(ア)に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

【答え】

[複利計算の計算式]

元金 $\times(1+\text{利率})^{\text{N乗}}$

- ・元金 586万円
- ・変動率 1%
- ・4年後

4年後の給与収入=586万円 $\times(1+1\div100)^4$ 乗=609.7…→610万円(万円未満四捨五入)

したがって正解は、(ア) 610万円

問24

鶴見家のキャッシュフロー表の空欄(イ)に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

【答え】

[複利計算の計算式]

元金 $\times(1+\text{利率})^N$ 乗

- ・前年の金融資産残高862万円
- ・変動率1%
- ・1年間の年間収支
1年後の収入合計686万円-支出合計671万円=15万円

1年後の金融資産残高=862万円 $\times(1+1\div100)^1$ 乗+15万円=885.62→886万円(万円未満四捨五入)

したがって正解は、886万円

問25

鶴見さんは、教育費の負担が心配になり、奨学金について調べることにした。日本学生支援機構の奨学金に関する次の記述として、最も不適切なものはどれか。

1. 日本学生支援機構の奨学金には、進学前に申し込む「予約採用」と、進学後に申し込む「在学採用」とがあり、また、家計の急変等に対応する「緊急採用」「応急採用」がある。
2. 日本学生支援機構の貸与型奨学金には、利息が付く「第一種」と利息が付かない「第二種」がある。
3. 日本学生支援機構の貸与型奨学金には、病気・災害・経済困難などで返還が難しくなった場合の救済制度がある。
4. 日本学生支援機構の給付型奨学金における支給金額は、収入基準に応じて、国公立・私立の別、自宅通学・自宅外通学の別などによって決められている。

【答え】

1.適切

日本学生支援機構奨学金の申し込み方法は、進学前に申し込む[予約採用]と、進学後に申し込む[在学採用]があります。

また生計維持者の失職、事故、病気、死亡、災害等または学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加したことにより、家計が急変した場合などの対応として、[緊急採用]と[応急採用]があります。

2.不適切

日本学生支援機構の貸与型奨学金のうち、第一種奨学金は、無利息ですが、第二種奨学金は在学中は無利息ですが、卒業後に利息(上限年利3%)が付きます。

3. 適切

日本学生支援機構の貸与型奨学金には、減額返還精度や返還期限猶予制度があり、災害、傷病、その他の経済的理由などにより返還が難しくなった場合に、利用することができます。

4.適切

日本学生支援機構の給付型奨学金の支給額は、世帯の所得金額に基づく区分に応じて学校の設置者(国公立・私立)および通学形態(自宅通学・自宅外通学)に基づいて決まります。

したがって正解は 2

【第8問】下記の(問26)~(問28)について解答しなさい。

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表(年利1.0%)]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

問26

志田さんは、住宅のリフォーム費用として6年後に300万円を準備したいと考えている。6年間、年利1.0%で複利運用する場合、現在いくら資金があればよいか。

【答え】

現価係数

一定利率の複利運用で、一定期間後に将来の目標金額に達するために必要な元本を求める

$$300\text{万円} \times 0.942 = 282.6\text{万円}$$

したがって正解は、2,826,000(万円)

問27

大久保さんは、自動車の購入費用200万円をマイカーローンを利用して返済しようと考えている。今後6年間、年利1.0%で毎年借入応当日に元利均等返済をする場合、毎年の返済額はいくらになる か。

【答え】

資本回収係数

現在の一定額を一定期間で**取崩**した場合の**毎年の取崩し受取額**を求める

$$200\text{万円} \times 0.173 = 34.6\text{万円}$$

したがって正解は、346,000(万円)

問28

沼田さんは、子の教育資金として、10年後に500万円を用意しようと考えている。年利1.0%で複利運用しながら毎年年末に一定額を積み立てる場合、毎年いくらずつ積み立てればよいか。

【答え】

減債基金係数

一定期間後に一定額を用意するための**毎年**の**積立額**求める

$$500\text{万円} \times 0.096 = 48\text{万円}$$

したがって正解は、480,000(万円)

【第9問】下記の(問29)～(問34)について解答しなさい。

〈設例〉

湯本哲也さんは、民間企業に勤務する会社員である。哲也さんと妻の陽子さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある三上さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも2021年9月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業等
湯本 哲也	本人	1976年4月11日	45歳	会社員（正社員）
陽子	妻	1977年8月20日	44歳	派遣社員
湊	長男	2004年6月30日	17歳	高校生

[収入金額（2020年）]

哲也さん：給与500万円（手取り額）。給与以外の収入はない。

陽子さん：給与250万円（手取り額）。給与以外の収入はない。

[金融資産（時価）]

・ 哲也さん名義

銀行預金（普通預金）：100万円

銀行預金（定期預金）：300万円

投資信託：100万円

・ 陽子さん名義

銀行預金（普通預金）：50万円

銀行預金（定期預金）：200万円

[住宅ローン]

契約者：哲也さん

借入先：HA銀行

借入時期：2011年12月（居住開始時期：2011年12月）

借入金額：2,800万円

返済方法：元利均等返済（ボーナス返済なし）

金利：固定金利型（年2.8%）

返済期間：30年間

[保険]

- ・ 定期保険A：保険金額3,000万円（リビングニーズ特約付き）。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は哲也さん、保険金受取人は陽子さんである。保険期間は25年。
- ・ 火災保険B：保険金額1,000万円。保険の対象は建物（専有部分）、保険契約者（保険料負担者）は哲也さん。
- ・ 学資保険C：満期保険金200万円、保険契約者（保険料負担者）は哲也さん、被保険者は湊さんである。18歳満期。

問29

哲也さんは下記〈資料〉のHB銀行の外貨定期預金キャンペーンに関心を持っている。この外貨定期預金について、満期時の外貨ベースの元利合計額を円転した金額として、正しいものはどれか。

〈資料〉

- ・ 預入額 10,000米ドル
- ・ 預入期間 1ヵ月
- ・ 預金金利 3.0% (年率)
- ・ 為替レート (1米ドル)

	TTS	TTM (仲値)	TTB
満期時	105.00円	104.00円	103.00円

注1：利息の計算に際しては、預入期間は日割りではなく月単位で計算すること。

注2：為替差益・為替差損に対する税金については考慮しないこと。

注3：利息に対しては、米ドル建ての利息額の20%（復興特別所得税は考慮しない）相当額が所得税・住民税として源泉徴収されるものとする。

1. 1,054,720円
2. 1,042,080円
3. 1,032,575円
4. 1,032,060円

【答え】

[計算の手順]

- 1.満期時の利息額の計算
- 2.利息に対しての源泉徴収
- 3.満期時の外貨ベースの元利合計から円へ

・1ヶ月分の利息

$$10,000 \text{米ドル} \times 3.0\% \times 1/12 = 25 \text{米ドル}$$

・源泉徴収後の利息額

所得税・住民税として20%の税金がかかります。

$$25 \text{米ドル} \times (1 - 20\%) = 20 \text{米ドル}$$

・米ドル建て元利合計 = $10,000 \text{米ドル} + 20 \text{米ドル} = 10,020 \text{米ドル}$

・満期時のレート

円から外貨に換える時には TTS を使用します。

外貨から円に換える時には TTB を使用します。

TTB1米ドル103.00円

$$10,020 \text{米ドル} \times 103.00 \text{円} = 1,032,060 \text{円}$$

したがって正解は、4. 1,032,060円

問30

哲也さんは、iDeCo(個人型確定拠出年金)とつみたてNISA(非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度)についてFPの三上さんに質問をした。三上さんがiDeCoとつみたてNISA の概要を説明する際に使用した下表の空欄(ア)~(ウ)に入る適切な数値を語群の中から選択し、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

＜iDeCoとつみたてNISAの概要＞

	i D e C o	つみたてN I S A
運用対象	定期預金、生命保険、投資信託等	所定の要件を満たす株式投資信託、E T F
年間拠出・投資限度額	企業年金がない会社員 2 7 . 6 万円、自営業者（ ア ）万円（国民年金基金掛金等との合算）、公務員 1 4 . 4 万円など、加入者の区分によって異なる	新規投資額で毎年 4 0 万円
非課税期間	運用期間中は運用益が非課税	最長（ イ ）年
運用資金の引出し	原則（ ウ ）歳までは中途引出しができない	いつでも引出し可

＜語群＞

- | | | | | |
|-----------|---------------|-----------|---------------|-----------|
| 1. 5 | 2. 1 4 . 4 | 3. 2 0 | 4. 2 7 . 6 | 5. 4 0 |
| 6. 6 0 | 7. 6 5 | 8. 7 0 | 9. 8 1 . 6 | |

【答え】

●つみたてNISA

2018年1月からスタートし、長期・積立・分散投資を支援するための非課税制度です。年間非課税投資枠は40万円、非課税期間は(イ)20年間です。購入可能な商品は、長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られます。

●個人型確定拠出年金

	個人型 (iDeCo)
加入対象者	・60歳未満の人 公的年金の加入者(国民年金・厚生年金・共済組合等) ・自営業者(第1号被保険者) ・厚生年金保険の被保険者 (第2号被保険者) ・専業主婦(第3号被保険者)
掛金の拠出 限度額	・自営業者(払い込み) 68,000円/月 (ア)年額81.6万円 ・厚生年金被保険者 公務員など12,000円 (年額14.4万円) ・専業主婦 23,000円/月(年額27.6万円)
掛金の拠出	加入者個人

確定拠出年金は、原則(ウ)60歳になるまで拠出額を引き出すことはできません。

したがって正解は、(ア)9. 81.6 (イ)3. 20 (ウ)6. 60

問31

哲也さんは、現在居住している自宅の住宅ローン(全期間固定金利、返済期間30年、元利均等返済、ボーナス返済なし)の繰上げ返済を検討しており、FPの三上さんに質問をした。哲也さんが住宅ローンを120回返済後に、100万円以内に期間短縮型の繰上げ返済をする場合、この繰上げ返済により短縮される返済期間として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては、下記<資料>を使用し、繰上げ返済額は100万円を超えない範囲での最大額とすること。また、繰上げ返済に伴う手数料等は考慮しないものとする。

<資料:湯本家の住宅ローンの償還予定表の一部>

返済回数 (回)	毎月返済額 (円)	うち元金 (円)	うち利息 (円)	残高 (円)
120	115,050	65,608	49,442	21,124,151
121	115,050	65,761	49,289	21,058,390
122	115,050	65,914	49,136	20,992,476
123	115,050	66,068	48,982	20,926,408
124	115,050	66,222	48,828	20,860,186
125	115,050	66,377	48,673	20,793,809
126	115,050	66,532	48,518	20,727,277
127	115,050	66,687	48,363	20,660,590
128	115,050	66,842	48,208	20,593,748
129	115,050	66,998	48,052	20,526,750
130	115,050	67,155	47,895	20,459,595
131	115,050	67,311	47,739	20,392,284
132	115,050	67,469	47,581	20,324,815
133	115,050	67,626	47,424	20,257,189
134	115,050	67,784	47,266	20,189,405
135	115,050	67,942	47,108	20,121,463

1. 8ヵ月
2. 1年1ヵ月
3. 1年2ヵ月
4. 1年3ヵ月

【答え】

繰上げ返済すると、次回返済分(本問 120 回)から順に元金部分に充当されていきます。

＜資料＞から

120 回返済後の残高は 21,124,151 円です。

ここから 100 万円繰上げ返済したとすると、

繰上げ返済後の残高 $21,124,151 \text{ 円} - 1,000,000 \text{ 円} = 20,124,151 \text{ 円}$

よって、20,124,151 円以上となっている返済回までは返済を完了できることになります。

＜資料＞から

[計算式]

・134 回の繰上げ返済: $20,124,151 \text{ 円} - 20,189,405 \text{ 円} = 934,746 \text{ 円}$

・135 回の繰上げ返済: $20,124,151 \text{ 円} - 20,121,463 \text{ 円} = 1,002,688 \text{ 円}$

134 回目が 20,189,405 円で、134 回-120 回=14 回分が 934,746 円となり、100 万円以内で繰上げ返済分となり、元本を全額返済が可能となります。

全額返済された月の分だけ返済期間が短縮されるので、

短縮される返済期間=134 回-120 回=14 回分=1 年 2 ヶ月

したがって正解は、3. 1 年 2 ヶ月

問32

哲也さんは、相次ぐ地震報道を受けて地震保険に関心を持った。下記〈資料〉を基に計算した哲也さんの自宅に係る年間の地震保険料を計算しなさい。なお、哲也さんの自宅は埼玉県にあるイ構造のマンションで、火災保険の保険金額は1,000万円であり、地震保険は火災保険の保険金額の50%相当額で、2021年10月に契約し、建築年割引10%が適用されるものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

〈資料:年間保険料例(地震保険金額100万円当たり、割引適用なしの場合)〉

建物の所在地（都道府県）	建物の構造区分	
	イ構造※	ロ構造※
北海道・青森県・岩手県・秋田県・山形県・栃木県・群馬県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県	740円	1,230円
福島県	970円	1,950円
宮城県・山梨県・愛知県・三重県・大阪府・和歌山県・香川県・愛媛県・大分県・宮崎県・沖縄県	1,180円	2,120円
茨城県	1,770円	3,660円
埼玉県	2,040円	3,660円
徳島県・高知県	1,770円	4,180円
千葉県・東京都・神奈川県・静岡県	2,750円	4,220円

※イ構造：主として鉄骨・コンクリート造の建物、ロ構造：主として木造の建物

【答え】

●地震保険

地震、地震による津波、噴火などによる居住用建物、家財などの火災、損壊、埋没または流失による損害を補償するもの。

- ・地震保険単独では加入できず、火災保険とセットで加入契約

[保険金額]

建物、また家財ごとに火災保険の保険金額の30~50%の範囲で設定。

ただし上限として建物は5,000万円、家財1,000万円を上限とする。

・全損、大半損、小半損、一部損の4段階で損害の程度により保険金が支払われる。

損害の程度	保険金額(%)
全損	100%
大半損	50%
小半損	30%
一部損	5%

「本問の場合」

・火災保険は保険金額1,000万円です50%相当額ですので、地震保険500万円となります。

・埼玉県のI構造の保険料は、保険金額100万円当たり2,040円
 $2,040 \div 100 \text{万円} = 0.00204$

・建築年割引10%
 $1 - 10\% = 0.9$

[保険金額500万円とした場合の地震保険料]

$500 \text{万円} \times 0.00204 \times 0.9 = 9,180 \text{円}$

したがって正解は、9,180(円)

問33

哲也さんの兄の友也さん(48歳)は、これまで25年間勤務してきた会社を退職し、自営業者として喫茶店を開業することを考えている。友也さんは現在、全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の被保険者だが、退職後の公的医療保険については健康保険の任意継続被保険者になることを検討しており、FPの三上さんに相談をした。協会けんぽの任意継続被保険者に関する三上さんの次の説明の空欄(a)~(d)に関する(ア)~(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

「会社を退職するなどして被保険者の資格を失ったときは、一定の条件のもとで任意に被保険者資格を継続することができます。これを任意継続被保険者といいます。任意継続被保険者となるためには、次の要件を満たす必要があります。

1)資格喪失日の前日まで継続して(a)被保険者であったこと
2)資格喪失日から(b)に被保険者になるための加入手続きをすること
任意継続被保険者としての加入期間は、任意継続被保険者となってから(c)です。なお、任意継続被保険者の保険料は、その(d)を自己負担することとなります。」

(ア)空欄(a)にあてはまる語句は、「6ヵ月以上」である。

(イ)空欄(b)にあてはまる語句は、「10日以内」である。

(ウ)空欄(c)にあてはまる語句は、「2年間」である。

(エ)空欄(d)にあてはまる語句は、「全額」である。

【答え】

任意継続被保険者

[要件]

1. 健康保険に継続して2ヶ月以上加入
 2. 退職後20日以内に申請
 3. 加入期間は最長2年間
- ※保険料は全額自己負担

(ア) 不適切 ×

健康保険に継続して6ヶ月以上ではなく、**2ヶ月**以上です。

(イ) 不適切 ×

資格喪失日から10日以内ではなく**20日以内**に申請です。

(ウ) 適切 ○

任意継続被保険者の加入期間は最長**2年間**です。

(エ) 適切 ○

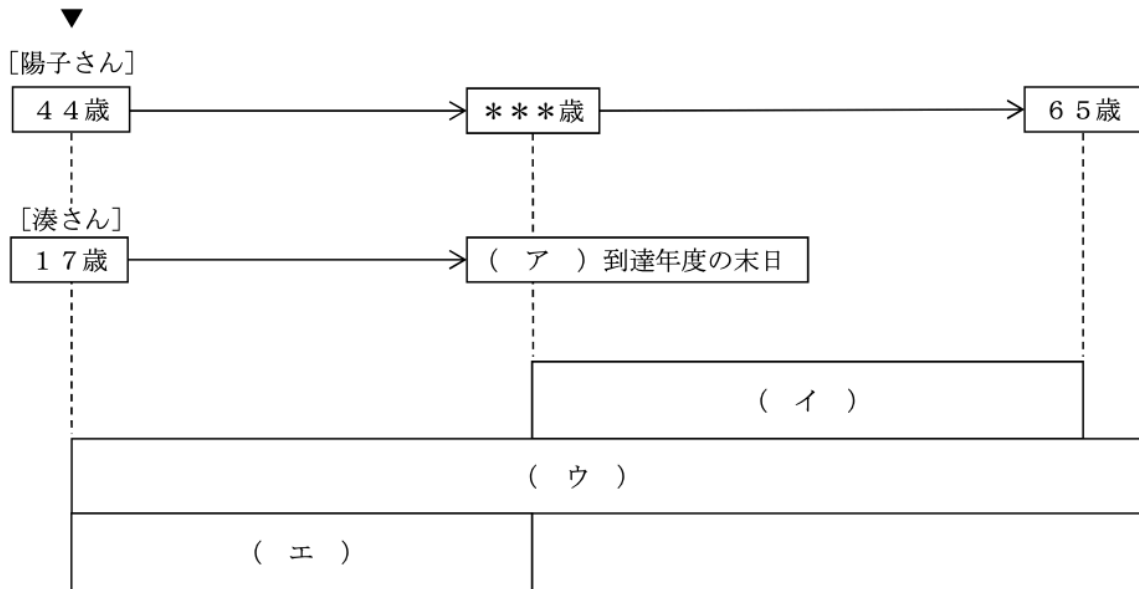
任意継続被保険者の保険料は**全額自己負担**

問34

陽子さんは、哲也さんが万一死亡した場合の公的年金の遺族給付について、FPの三上さんに質問をした。仮に哲也さんが、2021年9月に45歳で在職中に死亡した場合に、陽子さんが受け取ることができる遺族給付を示した下図の空欄(ア)～(エ)に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、哲也さんは、20歳から大学卒業までの間は国民年金第1号被保険者として保険料を納付し、大学卒業後の22歳から死亡時まで継続して厚生年金保険に加入しているものとする。また、家族に障害者に該当する者はなく、記載以外の遺族給付の受給要件はすべて満たしているものとする。

<イメージ図>

哲也さん死亡



(注) 問題の作成上、一部を***としている。

<語群>

1. 18歳
2. 20歳
3. 遺族基礎年金(子の加算なし)
4. 遺族基礎年金(子の加算1人分)
5. 遺族厚生年金(哲也さんの報酬比例部分の年金額の3分の2相当額)
6. 遺族厚生年金(哲也さんの報酬比例部分の年金額の4分の3相当額)
7. 経過的寡婦加算
8. 寡婦年金
9. 中高齢寡婦加算

【答え】

(ア)遺族基礎年金の対象者

死亡した者によって生計を維持されていた、子のある配偶者・子

※子・18歳到達年度の末日を経過していない子

・20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子
かつ未婚

・年収は850万円以下であること。父子家庭にも支給。

(イ)遺族基礎年金が支給停止されたとき、配偶者の年齢が40歳以上の場合、遺族厚生年金に中高齢寡婦加算が加算されます。

(ウ) 遺族厚生年金の額

老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3相当額です。

(エ)

陽子さんは遺族基礎年金の対象ですので、子が18歳になった年度末を経過するまで支給されます。またその金額は老齢基礎年金の満額に子の加算額を加えた額となります。

したがって正解は、

(ア)1. 18歳

(イ)9. 中高齢寡婦加算

(ウ)6. 遺族厚生年金(哲也さんの報酬比例部分の年金額の4分の3相当額)

(エ)4. 遺族基礎年金(子の加算1人分)

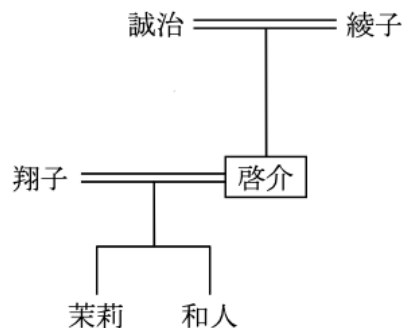
【第10問】下記の(問35)～(問40)について解答しなさい。

＜設例＞ 小田啓介さんは数年前に、勤務していたIT関連企業を希望退職に応じて退職し、その後はIT関連の自営業者として働いている。この度、今後の生活のことや事業のことなどに関して、FPで税理士でもある横川さんに相談をした。なお、下記のデータは2021年9月1日現在のものである。

I. 家族構成(同居家族)

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
小田 啓介	本人	1970年 8月18日	51歳	自営業
翔子	妻	1971年 5月20日	50歳	会社員
茉莉	長女	2001年12月17日	19歳	大学生
和人	長男	2005年 6月12日	16歳	高校生

II. 小田家の親族関係図



III. 小田家(啓介さんと翔子さん)の財産の状況

[資料1:保有資産(時価)] (単位:万円)

	啓介	翔子
金融資産		
預貯金等	4,270	600
株式・投資信託	230	
生命保険(解約返戻金相当額)	[資料3]を参照	[資料3]を参照
事業用資産(不動産以外)(注1)		
器具・備品等	160	
不動産		
土地(自宅の敷地)	1,240	
建物(自宅の家屋)	540	
その他(動産等)	200	100

注1：記載以外の事業用資産(不動産以外)については考慮しないこと。

〔資料２：負債残高〕

住宅ローン：３００万円（債務者は啓介さん。団体信用生命保険付き）

自動車ローン：２２０万円（債務者は啓介さん）

〔資料３：生命保険〕

（単位：万円）

保険種類	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	保険金額	解約返戻金相当額
定期保険Ａ	啓介	啓介	翔子	１，０００	－
定期保険特約付終身保険Ｂ （終身保険部分） （定期保険部分）	啓介	啓介	翔子	２００ ２，０００	１２０ －
終身保険Ｃ	翔子	啓介	翔子	３００	１２０
変額終身保険Ｄ	啓介	啓介	翔子	－	６００

注２：解約返戻金相当額は、現時点（２０２１年９月１日）で解約した場合の金額である。

注３：終身保険Ｃには、主契約とは別に保険金額３００万円の災害割増特約が付加されている。

注４：変額終身保険Ｄは、一時払保険料相当額（５００万円）が死亡保険金額として最低保証されているが、この保険金額よりも保険事故発生時の解約返戻金相当額の方が多ければ、解約返戻金相当額の死亡保険金が支払われるものである。

注５：すべての契約において、保険契約者が保険料を全額負担している。

注６：契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

Ⅳ．２０２１年分の啓介さんの事業所得の損益計算書（一部）

業務委託収入：７８０万円 原稿料収入：１００万円 売上原価：－ 必要経費：２３０万円

注７：啓介さんは、青色申告の承認を受けていない（白色申告者である）。

注８：原稿料収入は、源泉所得税および源泉復興特別所得税の控除前の金額である。

注９：啓介さんは、２０２１年分の所得税の確定申告を電子申告により行う予定である。

Ⅴ．その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。

問35

FPの横川さんは、まず現時点(2021年9月1日)における小田家(啓介さんと翔子さん)のバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄(ア)に入る数値を計算しなさい。

〈小田家(啓介さんと翔子さん)のバランスシート〉(単位:万円)

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	×××
預貯金等	×××	自動車ローン	×××
株式・投資信託	×××		
生命保険(解約返戻金相当額)	×××	負債合計	×××
事業用資産(不動産以外)			
器具・備品等	×××		
不動産			
土地(自宅の敷地)	×××	[純資産]	(ア)
建物(自宅の家屋)	×××		
その他(動産等)	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

【答え】

[資産の部]

預貯金等: $4,270\text{万円} + 600\text{万円} = 4,870\text{万円}$

株式・投資信託: 230万円

生命保険: $120\text{万円} + 120\text{万円} + 600\text{万円} = 840\text{万円}$

事業用資産: 160万円

不動産: 土地(自宅の敷地) 1,240万円

不動産: 建物(自宅の家屋) 540万円

その他(動産等): $200\text{万円} + 100\text{万円} = 300\text{万円}$

総資産合計額: $= 8,180\text{万円}$

[負債の部>]

住宅ローン : 300万円

事業用借入 : 220万円

総負債合計額 $= 520\text{万円}$

よって純資産額 $= 8,180\text{万円} - 520\text{万円} = 7,660\text{万円}$

したがって正解は、7,660(万円)

問36

啓介さんは、自営業者として行っている個人事業に関し、株式会社(法人税法上の中小法人に該当する)を設立してその法人で業務を受託することを検討している。株式会社の法人税および消費税に関する次の(ア)~(ウ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、法人の事業年度は12ヵ月であるものとし、消費税課税期間特例選択届出書は提出しないものとする。

(ア)法人税法上の中小法人の所得金額のうち、年800万円以下の部分に対して適用される法人税の税率は原則として15%である。

(イ)青色申告の承認を受けた法人が、確定申告書を電子申告により提出する場合、65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができる。

(ウ)資本金1,000万円未満の法人の場合、設立後最初の事業年度は、原則として消費税の免税事業者となる。

【答え】

(ア) 適切 ○

法人税は比例税率は原則23.2%で、資本金1億円以下の中小法人の場合は所得金額800万円までは15%です。

(イ) 不適切 ×

●青色申告特別控除の改正

改正前	正規の簿記で帳簿するなど、一定の要件を満たしている場合には、その事業的規模の不動産所得または事業所得から青色申告特別控除として最高 65 万円控除することができます。その他の場合の控除額は原則 10 万円。
↓	↓↓↓
改正後	[改正 1] 青色申告特別控除 55 万円 ↓↓↓ [改正 2] 55 万円の青色申告特別控除の適用要件に加えて e-Tax による申告(電子申告)または電子帳簿保存を行うことで 65 万円の青色申告特別控除が受けられるようになります。

青色申告特別控除は、個人が対象で、法人は対象外です。

(ウ) 適切 ○

●消費税の免税事業者の要件

- ・基準期間(個人の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度)における課税売上高が1,000万円未満であること
- ・新規に事業を起こして2年以内の事業者(当初の2年間は基準期間がない)。ただし資本金や出資金の額が1,000万円以上の法人を除く。

※基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても特定期間の課税売上高が1,000万円超で、かつ給与支払高が1,000万円超の場合は免税の対象から外れる。

※特定期間とは

- ・個人事業者の場合は前年の1月1日から6月30日
- ・法人の場合は前々事業年度の前半6か月

問37

啓介さんは、現在加入している生命保険で十分な保障を得られるのか心配している。そこで、自分が交通事故等の不慮の事故で死亡したときに支払われる死亡保険金で負債を全額返済した場合、金融資産（預貯金等および株式・投資信託）がいくら残るのか、FPの横川さんに試算してもらうことにした。この試算に関する横川さんの次の説明の空欄(ア)に入る金額として、正しいものはどれか。

「現時点(2021年9月1日)で啓介さんが交通事故等の不慮の事故で死亡した場合、啓介さんの死亡により支払われる死亡保険金と小田家(啓介さんと翔子さん)が保有する預貯金等および株式・投資信託の合計額から、返済すべき負債の全額を差し引いた金額は(ア)になります。」

1. 8,880万円
2. 8,980万円
3. 9,180万円
4. 9,280万円

【答え】

	啓介	翔子
金融資産		
預貯金等	4,270	600
株式・投資信託	230	
生命保険（解約返戻金相当額）	[資料3]を参照	[資料3]を参照
事業用資産（不動産以外）（注1）		
器具・備品等	160	
不動産		
土地（自宅の敷地）	1,240	
建物（自宅の家屋）	540	
その他（動産等）	200	100

注1：記載以外の事業用資産（不動産以外）については考慮しないこと。

[資料2：負債残高]

住宅ローン：300万円（債務者は啓介さん。団体信用生命保険付き）

自動車ローン：220万円（債務者は啓介さん）

[資料3：生命保険]

（単位：万円）

保険種類	保険 契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	保険金額	解約返戻金 相当額
定期保険A	啓介	啓介	翔子	1,000	—
定期保険特約付終身保険B （終身保険部分） （定期保険部分）	啓介	啓介	翔子	200 2,000	120 —
終身保険C	翔子	啓介	翔子	300	120
変額終身保険D	啓介	啓介	翔子	—	600

注2：解約返戻金相当額は、現時点（2021年9月1日）で解約した場合の金額である。

注3：終身保険Cには、主契約とは別に保険金額300万円の災害割増特約が付加されている。

注4：変額終身保険Dは、一時払保険料相当額（500万円）が死亡保険金額として最低保証されているが、この保険金額よりも保険事故発生時の解約返戻金相当額の方が多ければ、解約返戻金相当額の死亡保険金が支払われるものである。

注5：すべての契約において、保険契約者が保険料を全額負担している。

注6：契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

●死亡保険金

- ・定期保険A:1,000万円
- ・定期保険特約付終身保険B:200万円+2,000万円
- ・終身保険C:300万円
- ・災害割増特約:300万円
- ・変額終身保険D:600万円

※500万円が最低保証されていますが、現時点の解約返戻金の方が多いため、600万円が死亡保険金となります。

合計=4,400万円

●預貯金等・株式・投資信託

- ・預貯金等:4,270万円+600万円
- ・株式・投資信託:230万円

合計=5,100万円

●返済が必要な負債

自動車ローン:220万円

[備考]

・団体信用生命保険とは、住宅ローン返済中に債務者が返済できなくなった場合、保険金によってローン残高が支払われる保険です。

保険金は住宅ローンを提供している債権者(金融機関)に支払われるため、**遺族は住宅ローンの返済を免除されます。**

・自動車ローン等の残債は、契約者が死亡しても債務は消えませんが、**相続人が返済する債務**となります。

●純資産

純資産=4,400万円+5,100万円-220万円=9,280万円

したがって正解は、9,280万円

問38

啓介さんが取引をしているYZ証券会社から送付される2021年分の特定口座年間取引報告書が下記〈資料〉のとおりである場合、〈資料〉中の空欄(ア)に入る金額を計算しなさい。なお、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。また、復興特別所得税については考慮しないこと。

〈資料〉

(単位：円)

① 譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した費用 の額等	③ 差引金額 (譲渡所得等の金額) (①－②)
3,000,000	3,500,000	▲500,000

	種類	配当等の額	源泉徴収税額 (所得税)	配当割額 (住民税)	特別分配金の額
特定 上場 株式 等の 配当等	④ 株式、出資又は基金	400,000	60,000	20,000	
	⑤ 特定株式投資信託				
	⑥ 投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑤、⑦及び⑧以外)				
	⑦ オープン型証券投資信託	200,000	30,000	10,000	100,000
	⑧ 国外株式又は国外投資信託等				
	⑨ 合計 (④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧)	600,000	90,000	30,000	100,000
上記 以外 のもの	⑩ 公社債				
	⑪ 社債的受益証券				
	⑫ 投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑬及び⑭以外)				
	⑬ オープン型証券投資信託				
	⑭ 国外公社債等又は国外投資信託等				
	⑮ 合計 (⑩＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭)				
	⑯ 譲渡損失の金額	(各自計算)			
	⑰ 差引金額 (⑨＋⑮－⑯)	(各自計算)			
	⑱ 納付税額		(各自計算)	(各自計算)	
	⑲ 還付税額 (⑨＋⑮－⑱)		(ア)	(各自計算)	

【答え】

[譲渡所得]

- ①譲渡の対価の額 300万円
- ②取得費及び譲渡に要した費用の額等 350万円
- ③差引金額①-②=▲50万円

[株式の配当金合計額]

- ⑨配当金の合計額:60万円
- ⑮合計:0円
- ⑯譲渡所得の損失:▲50万円

株式の配当金合計額=⑨60万円+⑮0円-⑯▲50万円=10万円

[所得税・住民税]

- ・所得税15%
- ・住民税5%

所得税額=10万円×15%=1.5万円

源泉徴収されている=9万円

※すでに9万円の源泉徴収されており、その差額が還付されます。

[⑰還付税額]

⑰還付税額=9万円-1.5万円=7.5万円

したがって正解は、(ア) 75,000(万円)

問39

SA社で正社員として勤務している翔子さんは、65歳以上の高年齢者が失業した場合の雇用保険の求職者給付について、FPの横川さんに質問をした。横川さんが説明する際に使用した下表の空欄(ア)~(エ)にあてはまる語句の組み合わせとして、適切なものはどれか。

	65歳未満	65歳以上
被保険者	一般被保険者	(ア) 被保険者
求職者給付	基本手当	(イ) 給付金
給付制限期間	あり	(ウ)
失業の認定	4週間ごとに1回	(エ)

- 1.(ア)高年齢継続 (イ)高年齢雇用継続基本 (ウ)あり (エ)30日ごとに1回
- 2.(ア)高年齢継続 (イ)高年齢求職者 (ウ)なし (エ)1回限り
- 3.(ア)高年齢 (イ)高年齢雇用継続基本 (ウ)なし (エ)30日ごとに1回
- 4.(ア)高年齢 (イ)高年齢求職者 (ウ)あり (エ)1回限り

【答え】

(ア)

雇用保険では、65 歳未満を一般被保険者とし、65 歳以上を高年齢被保険者とします。

(イ)

高年齢になっても雇用の継続を支援する一時金として、高年齢求職者給付金が支給され、失業や退職日直前の 1 年間に合計で 6 ヶ月以上の雇用保険の加入期間があれば、何度でも支給を受けられます。

(ウ)

2020 年 10 月以降に自己都合により離職した場合、5 年間のうち 2 回までは給付制限期間が 3 ヶ月→2 ヶ月になりました。

3 回以上の場合、給付制限期間は 3 ヶ月になります。

(エ)

基本手当を受け取るためには、4 週間に 1 回、ハローワークに出向いて、労働の意思や能力があり求職活動を行っているにもかかわらず職業に就くことができない状態にあるという失業の認定を受けなければなりません。失業の認定は定期や給付制限期間の経過後に 1 回限り実施されます。

したがって正解は、(ア)高年齢 (イ)高年齢求職者 (ウ)あり (エ)1回限り

問40

個人事業主である啓介さんは、現在、国民年金の第1号被保険者として保険料を納付している。啓介さんは老後の生活の安定のために私的年金等の活用を検討しており、FPの横川さんに質問をした。私的年金等に関する次の(ア)~(ウ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

(ア)「小規模企業共済に加入している者は、同時にiDeCo(個人型確定拠出年金)に加入することができません。」

(イ)「国民年金保険料を納付している者であれば、国民年金第1号被保険者のほか、60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者や海外在住の国民年金の任意加入者も、国民年金基金に加入することができます。」

(ウ)「国民年金の付加保険料を納付している者は、同時に国民年金基金に加入することはできません。」

【答え】

(ア) 不適切 ×

確定拠出年金の個人型(iDeCo)は、国民年金基金と小規模企業共済と同時に加入することは可能です。

※国民年金基金と付加年金は同時加入出来ません。

(イ) 適切 ○

〔国民年金基金の加入できる人〕

日本国内に居住している 20 歳以上 60 歳未満の自営業者とその家族、自由業、学生などの国民年金の第 1 号被保険者および 60 歳以上 65 歳未満の方や海外に居住されている方で国民年金の任意加入されている方が加入できます。

〔国民年金基金の加入できない人〕

- ・厚生年金保険に加入している会社員の方(国民年金の第2号被保険者)
- ・厚生年金保険に加入している方の被扶養配偶者の方(国民年金の第 3 号被保険者)

〔国民年金の第 1 号被保険者でも、加入できない人〕

- ・国民年金の保険料を免除されている方
- ・農業者年金の被保険者の方

(ウ) 適切 ○

国民年金基金に加入中は、付加保険料は納付できません。

国民年金基金に加入した場合、基金の1口目は国民年金の付加年金保険料を含んでおり二重加入を防ぐため、同時加入出来ずに、付加保険料の納付はできません。

